

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**マタニティ講座**

回 4月19日(日)[午前の部]午前9時45分～正午、[午後の部]午後1時30分～3時45分/回 防災庁舎4階健康推進課ホール/回 妊娠34週までの妊婦さんとその家族(新規受講、初産の方優先)/回 各12組/回 育児レッスン、妊婦体験、子育てお役立ち情報等/回 4月6日(月)から市ホームページの申込フォームで/回 健康推進課(回31-4525)

**その他**



**上下水道料金**

**夜間・日曜納付相談窓口**

夜間 = 4月21日(火)午後8時まで/日曜 = 4月5日(日)午前9時～午後5時/回 上下水道料金お客様サービスセンター(南大通2-1-121)/回 第一環境(株)鉦路事務所(上下水道部検針および収納等業務受託会社回43-2161)

**市民意見提出手続条例に基づく意見募集結果のお知らせ**

皆さんからのご意見を踏まえ、条例案等を取りまとめました。ご意見ありがとうございました。  
**●鉦路市生活館条例の一部改正意見として伺ったもの** 1件  
 回 社会援護課福祉政策担当(回31-4536)  
**●鉦路市ひとり親家庭自立促進計画(素案)**  
 案に反映するもの 1件  
 意見として伺ったもの 1件  
 回 子ども支援課(回31-4204)  
**●鉦路市特定居住促進計画(素案)**  
 今後の参考にするもの 2件  
 意見として伺ったもの 1件  
 回 市民協働推進課(回31-4538)  
**●鉦路港長期構想の策定(素案)**  
 案に反映するもの 1件  
 既に案に盛り込んでいるもの 1件  
 意見として伺ったもの 9件  
 回 港湾空港課(回53-3371)  
**●鉦路市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)**  
 今後の参考とするもの 4件  
 意見として伺ったもの 2件  
 回 健康推進課(回31-4524)

**クルーズ客船が入港します**

入出港時には歓送迎の行事も行いますので、多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

寄港日	船名・入出港時間	利用岸壁
①4/28(火)	ウエステルダム	西港 第4埠頭
	接岸 午前9時 出港 午後5時	
②4/30(木)	シーボーン・ソジャーン	耐震・ 旅客船 ターミナル
	接岸 午前11時 出港 午後6時	

※今後変更・中止となる可能性や、入出港は天候等の理由により前後する場合があります。  
 回 港湾空港課(回53-3371)

**2026(令和8)年度の水道水質検査計画を策定しました**

2026(令和8)年度に実施する水道水の水質検査計画は、市役所および各行政センター市政情報コーナー、市ホームページでご覧になれます。水質検査結果については、上記の他、中央図書館などでもご覧になれます。  
 回 上下水道部水質管理課(回36-9562)

**2026(令和8)年度の市有地の売払い方法について**

●今年度新たに売払いを行う市有地について  
 一般競争入札による売払いを予定しています。

所在地番	地目	地積
鉦路市春採3丁目189番7	宅地	432.07㎡ (130.70坪)
鉦路市米町3丁目13番6の内、13番5、48番1	宅地、畑	1,442.06㎡ (436.22坪)

※売払い物件は変更となる場合あり。  
 ※日程、参考価格等は、随時、本紙および市ホームページに掲載予定です。  
**●昨年度に引き続き今年度も売払いを行う市有地について**  
 5月下旬(予定)からインターネットオークションによる売払いを実施し、その後、価格固定先着順による売払いを随時開始する予定となっています。詳細は、本紙および市ホームページに改めて掲載します。  
 回 市有財産対策室(回23-5195)

**2026(令和8)年経済センサス活動調査**

総務省と経済産業省は、2026(令和8)年6月1日を調査期日として、全国のすべての事業所および企業を対象とした「令和8年経済センサス活動調査」を実施します。  
 この調査は、我が国の全産業分野における経済活動の実態を明らかにするために行われるもので、従業者数や事業の内容、売上金額などを調査します。5月末までに調査員の訪問または国からの郵送により調査票を配布しますので、ご回答をよろしく願います。  
 回 企画課統計係(回31-4205)、回 地域振興課地域振興係(回66-2122)、回 地域振興課(回01547-6-2231)

**春の火災予防運動**

**4月20日(月)～30日(木)**  
**統一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」**

市消防本部管轄内では4月が最も火災の発生件数が多く、特に野火が多く発生することから、次のことに気を付けましょう。  
 ○たばこの投げ捨てはしない ○火遊びをしない ○ごみの焼却処分をしない  
 回 消防本部予防課予防広報係(回23-0426)

**公園緑地課からのお知らせ**

**●公園内バーベキューコーナーの使用開始**

回 4月1日(水)～/利用可能時間 = 午前8時～午後8時/回 詳細は、市ホームページをご覧ください/回 オンライン予約

**●公園里親の募集について**

地域や企業、サークルなどで身近な公園の草刈りや美化・保全活動等をボランティアで行う「公園里親」を募集しています。

市の支援内容 = [支給品]ごみ袋、[貸出品]草刈機一式、竹ぼうき、熊手(レーキ)、草取ホー、ブルーシート/回 傷害保険加入、公園里親を周知する看板設置※その他必要に応じて対応します。詳細はお問い合わせください。

【共通】回 公園緑地課緑化管理担当(回31-4557)

**●公園利用にあたって**

全ての方が公園を気持ちよく利用するため、マナーを守りましょう。  
 ○公園施設へのいたずらをしない ○ごみや吸い殻、犬や猫などのペットのふんは責任をもって持ち帰る ○野生の動物などに餌を与えない ○犬の綱を放さず、砂場には動物を入れない ○近隣家屋や他の公園利用者等に迷惑をかけるボール遊びをしない ○自転車は他の公園利用者に注意する  
**禁止事項** = ゴルフ練習、ドローンの飛行、花火等指定場所以外での火気使用  
 ※公園の駐車場は、公園利用以外での駐車はできません。他の利用者の迷惑になりますので、公園利用者以外の駐車はお断りします。  
 回 公園緑化協会(回24-0513)、公園緑地課緑化管理担当(回31-4557)

**春先はヒグマ出没に注意!**

○ヒグマが活発に行動する早朝、夕方、夜間に外出する際は注意する ○生ごみなどの可燃ごみは、屋外に放置するとヒグマを誘引する可能性があるため、収集日当日の朝に決められた場所に出す ○山林に入る前には市町村役場や森林管理署などで事前にヒグマの出没情報を確認し、出没情報や注意看板がある場所の立入りは控える ○山林に入る際は鈴などの音が出るものを身に付け、単独行動を避ける ○ヒグマに遭遇したら、慌てず落ち着いて視線をそらさず、ゆっくり後退する ○子グマに遭遇した場合、必ず近くに母グマがいます。母グマは神経質なので驚かさないうちに静かにその場を離れる ○ふんや足跡があったら付近がヒグマの活動域なので速やかに引き返す  
 ※ヒグマの姿や足跡などを見つけたら、ご連絡ください。ヒグマ出没情報は、「鉦路市LINE公式アカウント」でも発信していますので、ご活用ください。  
 回 鉦路警察署(回23-0110)、環境保全課自然保護係(回31-4594)、回 市民課環境係(回66-2211)、回 市民課環境係(回01547-6-2231)

**建築指導課からのお知らせ**

**●既存住宅耐震改修費等補助申請まもなく受付開始!**

**対象住宅** = 申込者が所有(改修の場合は所有かつ居住)している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、1981(昭和56)年5月31日以前に着工され、耐震性がないと判定されたもの/回 市内に住所を有している方/**補助金額** = [耐震改修]耐震改修工事費の23%以内で、限度額は45万円、[除却]除却工事費の23%以内で、限度額は10万円

**●鉦路市住宅エコリフォーム補助申請まもなく受付開始!**

**対象住宅・工事** = 申込者が所有かつ居住または工事後速やかに居住する戸建住宅、長屋、共同住宅の住戸部分(分譲マンションは専有部分)で、市内もしくは鉦路町に本店を有する事業者、または市内に住居登録している個人事業者が施工する15万円以上の工事。※屋根や外壁等の塗装工事などは補助対象外/回 満20歳以上の市民または工事後速やかに市民になる方/**補助金額** = 補助対象工事費の10%以内で、戸当りの限度額は50万円。別途補助金の加算制度(高齢者同居加算・地域材利用加算)あり

【共通】受付 = 4月1日(水)～10月30日(金)(先着順で受け付け、予定額に達した時点で終了)/回 既に着工している場合は対象外。また、補助を受けるためには各種条件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください/回 建築指導課指導防災係(回31-4569)

**林野火災注意報・警報制度を開始しました**

市では、林野火災の未然防止を目的として、2026(令和8)年1月1日から「林野火災注意報」および「林野火災警報」の制度を開始しました。  
 空気が乾燥し、雨が長期間降らないこと等により林野火災が発生しやすい状況となった場合に「林野火災注意報」を、さらに強風等により延焼の恐れが高い場合に「林野火災警報」を発令し火災予防への注意を呼び掛けます。  
 注意報発令中は、山林や原野等での火の使用が制限されます。警報発令中は、火の使用が制限され、条例に基づく罰則の対象となる場合があります。  
 林野火災の多くは、火の不始末など人為的要因によるものです。注意報・警報が発令された際は、屋外での火の取り扱いに十分注意してください。  
 回 消防本部予防課予防広報係(回23-0426)

**住民異動等の臨時窓口開設**

回 3月28日(土)、4月4日(土)・5日(日)午前8時50分～午後3時/回 防災庁舎2階戸籍住民課/回 ①住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更等) ②証明書発行(広域交付は除く) ③印鑑登録/回 戸籍住民課(回61-5031)